

建 指 第 3840 号
令和 8 年 3 月 31 日

建築関係団体 代表者 様

兵庫県まちづくり部建築指導課長

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する
規則等の公布について（通知）

令和 8 年 3 月 31 日付け第 12 号外にて「マンションの除却の必要性の認定等に関する手續を定める規則の一部を改正する規則（令和 8 年兵庫県規則第 14 号）」を、同日付け第 13 号外にて「建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（令和 8 年兵庫県規則第 15 号）」を公布しましたので、下記の関係資料を添えて通知します。

記

- 1 令和 8 年 3 月 31 日付け兵庫県公報の写し
- 2 新旧対照表

問合せ先：兵庫県まちづくり部建築指導課
建築指導班
担当：八杉
Tel：(078)341-7711（内線）75590

兵庫県公報

令和8年3月31日 火曜日 第12号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ マンションの除却の必要性の認定等に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（建築指導課）	1

公布された法令のあらまし

◎マンションの除却の必要性の認定等に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（規則第14号）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正等により、マンションの除却に加え、マンションの更新をするための工事等をする必要がある旨の認定（以下「要除却等認定」という。）の申請ができることとされ、要除却等認定を受けたマンション（以下「要除却等認定マンション」という。）に係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンションで、特定行政庁が許可したものの容積率又は各部分の高さは、その許可の範囲内において、建築基準法の規定による限度を超えることができる（以下「容積率等の特例」という。）こととなること等に伴い、要除却等認定及び容積率等の特例の許可の申請に係る申請書の添付書類を定める等所要の整備を行うこととした。

規 則

マンションの除却の必要性の認定等に関する手続を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第14号

マンションの除却の必要性の認定等に関する手続を定める規則の一部を改正する規則

マンションの除却の必要性の認定等に関する手続を定める規則（平成27年兵庫県規則第23号）の一部を次のように改正する。

題名中「除却」を「除却等」に改める。

第1条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に、「除却」を「除却等」に改める。

第2条の見出し中「除却」を「除却等」に改め、同条第1項中「第49条第1項第3号」を「第76条の25第1項第3号」に、「省令第49条第1項第2号」を「同項第2号」に改め、同項第1号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第102条第2項第1号」を「第163条の56第2項第1号」に改め、同条第2項中「第49条第2項第3号」を「第76条の25第2項第3号」に改める。

第3条の見出し中「容積率」を「容積率等」に改め、同条中「第52条第1項」を「第76条の30第1項」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改め、同条第2号中「第50条」を「第76条の28」に、「除却の必要性に係る認定通知書」を「除却等の必要性に係る認定通知書」に改める。

第4条中「第49条第1項」を「第76条の25第1項」に、「第52条第1項」を「第76条の30第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

新旧対照表

現 行
<p style="text-align: center;">マンションの除却の必要性の認定等に関する手続を定める規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則</u>（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）の規定に基づき規則に委任された事項<u>その他マンションの除却の必要性の認定等に関する手続について必要な事項を定めるものとする。</u> (マンションの除却の必要性の認定の申請に係る添付書類等)</p> <p>第2条 省令第49条第1項第3号の規定により知事が規則で定める書類は、次に掲げる書類とし、<u>省令第49条第1項第2号の構造計算書を添えることを要しない。</u></p> <p>(1) 公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターその他の知事がマンションの地震に対する安全性に関する評価を行う技術的能力を有すると認めた者が、申請に係るマンションについて、<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号。以下「法」という。）<u>第102条第2項第1号</u>の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する書類</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</p> <p>2 省令第49条第2項第3号の規定により知事が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) マンションの各階平面図</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類 (マンションの容積率の特例の許可の申請に係る添付図書)</p> <p>第3条 省令第52条第1項の規定により知事が規則で定める図書は、<u>法第105条第1項</u>の許可の申請に係る次に掲げる図書とする。</p> <p>(1) 理由書</p> <p>(2) <u>省令第50条に規定する除却の必要性に係る認定通知書又はその写し</u></p> <p>(3) マンションの付近見取図</p> <p>(4) マンションの配置図</p> <p>(5) マンションの各階平面図</p> <p>(6) マンションの2面以上の立面図</p> <p>(7) マンションの2面以上の断面図</p> <p>(8) マンションの敷地の外周から300メートル以内の土地の区域内にある建築物の位置及び用途並びに当該土地の利用の状況を示した図面</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書 (書類の提出)</p> <p>第4条 省令第49条第1項及び第2項並びに<u>第52条第1項</u>の規定により知事に提出する書類は、当該マンションの敷地の所在地を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して知事に提出しなければならない。</p>

改 正 案
<p style="text-align: center;">マンションの除却等の必要性の認定等に関する手続を定める規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則</u>（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）の規定に基づき規則に委任された事項<u>その他マンションの除却等の必要性の認定等に関する手続について必要な事項を定めるものとする。</u> (マンションの除却等の必要性の認定の申請に係る添付書類等)</p> <p>第2条 省令第76条の25第1項第3号の規定により知事が規則で定める書類は、次に掲げる書類とし、<u>同項第2号の構造計算書を添えることを要しない。</u></p> <p>(1) 公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターその他の知事がマンションの地震に対する安全性に関する評価を行う技術的能力を有すると認めた者が、申請に係るマンションについて、<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号。以下「法」という。）<u>第163条の56第2項第1号</u>の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する書類</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</p> <p>2 省令第76条の25第2項第3号の規定により知事が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) マンションの各階平面図</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類 (マンションの容積率等の特例の許可の申請に係る添付図書)</p> <p>第3条 省令第76条の30第1項の規定により知事が規則で定める図書は、<u>法第163条の59第1項</u>の許可の申請に係る次に掲げる図書とする。</p> <p>(1) 理由書</p> <p>(2) <u>省令第76条の28に規定する除却等の必要性に係る認定通知書又はその写し</u></p> <p>(3) マンションの付近見取図</p> <p>(4) マンションの配置図</p> <p>(5) マンションの各階平面図</p> <p>(6) マンションの2面以上の立面図</p> <p>(7) マンションの2面以上の断面図</p> <p>(8) マンションの敷地の外周から300メートル以内の土地の区域内にある建築物の位置及び用途並びに当該土地の利用の状況を示した図面</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書 (書類の提出)</p> <p>第4条 省令第76条の25第1項及び第2項並びに<u>第76条の30第1項</u>の規定により知事に提出する書類は、当該マンションの敷地の所在地を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して知事に提出しなければならない。</p>

兵庫県公報

令和8年3月31日 火曜日 第13号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（建築指導課）	1

公布された法令のあらまし

- ◎建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（規則第15号）
建築基準法施行令の一部改正に伴い、同令の引用条文を改めることとした。

規 則

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第15号

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第1号中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同項第8号中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照表

現 行

(認定申請書に添付する図書)

第18条 省令第10条の4の2第1項又は国土交通省関係地域再生法施行規則（平成27年国土交通省令第58号）第16条第1項の規定により知事が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 法第43条第2項第1号又は政令第137条の12第6項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア～カ (略)

(2)～(7) (略)

(8) 政令第137条の12第7項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア～ケ (略)

(9) (略)

2 (略)

改 正 案

(認定申請書に添付する図書)

第18条 省令第10条の4の2第1項又は国土交通省関係地域再生法施行規則（平成27年国土交通省令第58号）第16条第1項の規定により知事が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 法第43条第2項第1号又は政令第137条の12第11項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア～カ (略)

(2)～(7) (略)

(8) 政令第137条の12第12項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア～ケ (略)

(9) (略)

2 (略)